

◆返戻金制度に関する事項

本サービスを通じて採用された人材が貴院に入職した後、明らかに対象者本人の責により解雇された場合、または自己都合により入職後3ヶ月未満で退職した場合、当社は受領した紹介手数料のうち、下記の金額を貴院に返還致します。

但し、入職者の退職から3ヶ月を超えて連絡を受けたものに関しては返金しないものとする。

1週間未満の在籍で退職した場合	当該紹介料の100%
1週間以上、1ヵ月未満の在籍で退職した場合	当該紹介料の90%
1ヶ月以上、3ヶ月未満の在籍で退職した場合	当該紹介料の50%
3ヶ月以上の在籍で退職した場合	返金はありません

※なお、貴院の責による退職・解雇など不測の事態による退職の場合、本項は適用されません。